

新宿区 介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問介護相当サービス) についての重要事項説明書

1. マアルの理念

専門職としての自覚と責任を持ち 愛の精神で利用者支援に努める

2. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5292-3130 (午前9時～午後6時まで)

担当 早川 葵

★ ご不明な点がございましたら、どうぞ遠慮なくお問い合わせください。

3. 訪問介護支援事業所の概要

1 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	合同会社MAAR 訪問介護事業所 マアル
所在地	東京都新宿区大久保1-6-12 未来投資ビル5階
介護保険指定番号	東京都 1370404863 訪問介護事業所
サービスを提供する地域	新宿区

★ 上記地域以外の方でもご利用ご希望の方はご相談ください。

2 事業所の職員体制 (令和6年4月1日現在)

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1名以上
サービス提供責任者	訪問介護サービス等に係わる業務	4名以上
訪問介護員	訪問介護サービスの提供	常勤換算 2.5名以上

3 営業時間

営業日	月～金 (祝祭日・年末年始12/30～ 1/3を除く)
営業時間	9:00～18:00

4 サービス提供時間

日曜日から土曜日まで、1年365日、下記の時間帯にて提供させていただきます。

8:00 ~ 18:00

5 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容につきましては、利用者及びその家族に留まらず、すべての方に対し事業所内で閲覧することができます。

4. 提供するサービスの内容

私たち（事業者）が利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

利用者のプライベートな部分をサポートさせていただきます。

プライバシーを守り、人間の尊厳を大切に心がけて参ります。

1 身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

2 生活援助

調理・洗濯・掃除・買物等、日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えば、利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者の有する能力を最大限に活用することができるような方法で支援いたします。

3 その他

日々の生活の中でお困りの事などございましたら、遠慮なくご相談ください。

高齢者総合相談センターの職員、介護支援専門員や地域の福祉サービスとの連携をはかり、より快適で安全な環境作りをお手伝いさせていただきます。

又、ご希望のサービスの中で〔介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）〕に適用されないサービスはお断りさせていただくか、自費による訪問介護サービスをご紹介します。

5. 利用料金

1 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護負担割合証に基づき、1割から3割となります。下記の金額は1割負担の金額を記載しておりますが、2割負担の場合はおおむね2倍、3割負担の場合はおおむね3倍となります。

介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

料金につきましては、[契約書別紙]でご確認ください。

2 交通費

サービスを提供する地域（新宿区）にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は実費を請求させていただく場合がございます。
ご相談ください。

3 キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
キャンセルが必要になった場合は、至急、ご連絡ください。

① ご利用前日までにご連絡がなかった場合		下記料金
45分未満のサービス 1,000円	45分以上のサービス 2,000円	

* 但し、サービス開始直前のお客様の容態急変や入院等の場合、キャンセルチャージは請求いたしません。

4 その他

① 利用者の住居でサービスを提供するために使用する、ガス・水道・電気等のお支払は、お客様のご負担になります。又、外出等で交通費が発生する場合は、同行ヘルパーの交通費もご負担いただきます。

② 料金のお支払方法

★お支払方法は、当社指定の金融機関にお振込みいただく〔口座振り込み〕と、利用者が予め指定した金融機関より引き落としさせていただく〔口座振替〕の2通りの中からご契約の際に選べます。

●口座振り込みの場合

毎月、中旬頃に前月分の請求書を発行し、郵送いたしますので月末までにお支払ください。入金を確認されましたら、領収書を発行いたします。

（例 1月にサービスをご利用いただきますと、2月中旬に請求書を発行しお届けいたします。2月末までにお支払ください。）

【お振込み先】

銀行名：三菱東京UFJ銀行 新宿支店

口座：普通 0100438

名義：合同会社MAAR 代表社員 早川美恵

●口座振替の場合

毎月、15日までに前月分の請求書を発行し、郵送いたします。

27日にご指定の金融機関より引き落としさせていただきます。引き落としが確認されましたら、領収書を発行いたします。

★口座振替申込書をご提出いただく時期によっては、引き落とし処理が間に合わず、料金の請求が翌月に繰り越し、当月分と前月分の利用料金を合算して引き落とし手続きをさせていただく場合がございます。事前にご連絡いたしますが、予めご了承ください。口座振替の場合の手数料は事業者が負担いたしますが、口座振り込みの場合の振り込み手数料は利用者負担でお願いいたします。

6. サービスの利用方法

1 サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

2 サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

★利用者が介護保険施設に入所された場合

（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設等）

★介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）でサービスを受けていた利用者の認定区分が、非該当（自立）または要介護と認定された場合（再度自費や介護での契約が必要になります）

★利用者が被保険者資格を喪失した場合。

④ その他

★当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

★利用者がサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、又は利用者やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. サービスの利用に当たって留意いただきたい事項

- 1 利用者の希望により、この契約を解約することはいつでも可能ですが、担当地区の高齢者総合相談センター、介護支援専門員との連絡・調整の関係から、できる限り早めにご連絡ください。
- 2 介護支援専門員が作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、利用者の負担が大きくなる場合がありますので、できる限り早めにご連絡ください。
- 3 サービス直前の私用によるキャンセルが続きますとヘルパー派遣が困難となる場合があります。

8. 当社の訪問介護の特徴

1 運営の方針

当事業所の訪問介護事業所は、介護保険法、介護保険法施行規則及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営し、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活全般にわたる援助を行います。

2 サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される際はご遠慮なくお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	事業所において隔月に研修を実施する他、東京都福祉協議会等の主催する研修をはじめ年6回以上
サービスマニュアルの作成	○	統一されたサービスを基本としております

9. 事故対応

- 1 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、各関係機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった対応について記録し、その完結日から5年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う

10. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

- 1 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、区市町村へ報告します。
- 2 虐待防止のための指針を整備します。
- 3 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- 4 虐待防止に関する責任者の選定を行います。

虐待防止【虐待防止に関する責任者】

受付担当：管理者 早川 葵

11. 業務継続計画について

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する支援を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務を図るための計画を策定し、当該継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策委員会を1年に1回開催します。
- 2 事業所における感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3 訪問介護員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13. ハラスメントについて

より良い介護を実施するために、職員及び介護現場におけるハラスメントを防止するために、本指針を定めます。利用者・家族から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族へのハラスメントの両方をさします。

- 1 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）
例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる 等
- 2 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を出す、理不尽な要求をする
- 3 セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

【ハラスメント防止責任者】

受付担当：管理者 早川 葵

1 4. 秘密の保持

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

15. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

救急時連絡先病院

病院名 _____ 診療科目 _____

主治医 _____

住所 _____

電話 _____

救急時連絡先ご家族

① 氏名 _____ 続柄 _____

電話・携帯 _____

② 氏名 _____ 続柄 _____

電話・携帯 _____

③ 氏名 _____ 続柄 _____

電話・携帯 _____

16. サービスに関する苦情・相談等

1 お客様相談・苦情窓口

当事業所の介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）に関するご相談・苦情や居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについてのご相談・苦情を承ります。

【相談窓口担当及び設置場所】

訪問介護事業所 マアル 事務室

住所：東京都新宿大久保1-6-12 未来投資ビル5階

受付担当：代表 早川 美恵

【受付曜日・時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

【連絡先】

電話番号 03-5292-3301

FAX 番号 03-5292-3302（24時間受付）

携帯電話 080-4340-1725（24時間受付）

E-mail アドレス mie-hayakawa@maar-famail.jp（電子メール）
maar08043401725@ezweb.ne.jp（携帯メール）
（ともに、24時間受付）

2 その他

当事業所以外に、区市町村の相談窓口、東京都国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

★ 新宿区役所

介護保険課指導係

住所：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-3497

FAX：03-3209-6010

★ 東京都国民健康保険団体連合会

介護保険部相談指導係

住所：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1

電話：03-6238-0177

17. 当社の概要（令和6年4月現在）

名称 合同会社 MAAR
代表者 早川 美恵
本社所在地 東京都新宿区大久保1-6-12 未来投資ビル5階
電話番号 03-5292-3301
FAX 03-5292-3302

定款の目的に定めた事業

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
4. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
6. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
7. 介護保険法に基づく第1号事業
8. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
9. 介護保険法に基づく要介護・要支援認定における調査の受託事業
10. 介護サービス情報の公表調査事業
11. 福祉サービス第三者評価事業
12. 前各号に関するコンサルティング
13. 前各号に付帯する一切の事業

営業所数等

居宅介護支援 1箇所
訪問介護事業所 1箇所

令和 年 月 日

新宿区 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）の提供に当たり、利用者に対して、契約書および契約書別紙ならびに重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業者 東京都新宿区大久保1-6-12 未来投資ビル5階
 合同会社 MAAR
 訪問介護事業所 マアル
 （事業所番号 1370404863 ）

説明者氏名 _____

私は、新宿区 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）契約書および契約書別紙ならびに重要事項説明書により、事業者から説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人（利用者との関係： _____ ）

住 所 _____

氏 名 _____